

MMD Kolkata 発行の Group A 貨物に関する改訂手順 — Ocean Winner 号の沈没を受けた、Iron Ore Fines およびその他の Group A 貨物に対する積載・出港許可および検査体制について

1. 概要

先日発生したパナマ船籍の撤積貨物船 Ocean Winner 号の沈没を受け、MMD Kolkata の首席検査官 (PO: Principal Officer) は、Kolkata 港の管轄下にある港 (Kolkata, Haldia, Budge Budge, Diamond Harbour, Paradip, Dhamra, Gopalpur, Port Blair を含む) から Iron Ore Fines、Sand およびその他の液化化する可能性のある Group A 貨物を積載・出港する船舶に対し、即時効力を持つ追加規制を課しました。これらの港、特に Paradip において当該貨物を積載している、または積載する予定の船舶を持つ組合員は、追加の許可、港湾が実施するリスクアセスメント、および義務付けられた複数段階での検査員の立ち会いを予期する必要があります。詳細な手順は現在準備中であると述べられており、状況は進展しています。

この規制は、MS Notice 9 of 2010 (平穏時および荒天時における鉄鉱石粉の安全な積載、積み付けおよび運送) に基づく既存の枠組みを適用するものであり、当局が MS Notice 2 of 2017 に帰属させている荷送人の申告要件と合わせて解釈されます。MS Notice 9 of 2010 の第 5 項(iv)は、モンスーン期の降雨による影響を受けやすい貨物貯蔵場所の保護カバーを含む、港湾／ターミナルの責任を定めています。

2. 現在通知されている改訂された要件

MMD Kolkata の首席検査官 (PO) によって通知された内容は以下のとおりです：

(a) 明示的な事前の積載許可

対象貨物の積載開始前に、MMD Kolkata の PO から許可を取得しなければなりません。

(b) 明示的な出港許可

出港前に、PO から別途許可を取得しなければなりません。

(c) 港湾リスクアセスメント

いかなる液化化貨物についても、港湾によってリスクアセスメントが実施され、PO に提出されなければなりません。これには、少なくとも予想される降雨量、栈橋の状況 (開放型か閉鎖型か)、および貨物の保管手配について対処している必要があります。

(d) 荷送人の申告

MS Notice 2 of 2017 に従って提出されなければなりません。

(e) 各段階でのサーベイヤー立ち会いの義務化

サーベイヤーの立ち会いは現在、積載作業自体に対するゲートとして機能しています。MMD のサーベイヤーが立ち会い、各段階を承認しなければならず、サーベイヤーが不在の場合、積載の開始、中断後の再開、または完了と見做したりすることは出来ません。この検査は以下の事項を対象とします：(i) 積載前の保管場所 (雨天時に最短時間で貨物を覆うための手配が実証されること)、(ii) 降雨による中断 (積載を停止し、サーベイヤーに通知し、貨物を覆うこと。積載を再開する前にサーベイヤーの許可が必要)、(iii) 船上での継続的な TML (運搬許容水分値) の検査、および(iv) 積載完了時の追加立会い。

(f) 積込に至るまでの貨物保管経路に関する申告

船主／代理店／荷送人は、本船の出港に至るまでの Group A 貨物の全経路を詳述した文書を提出しなければなりません。それには、貨物がどこに保管され、どのように輸送され、いつ誰によってサンプリングが実施され、どのようにどこで検査が行われその結果はどうであったか、貨物がどのように積載され、港内のどこに保管され、そして水分／水の侵入がどのように防が

れたかが含まれ、写真による裏付けと各段階における責任者の特定が求められます。また、積載中に雨が降った場合に取られた措置（これも写真付きで）も含まれます。

当局は、これが暫定的な要件であり、詳細な手続きは現在策定中であることを示しています。

責任の分担： 2(f)における経路申告の義務は分割されます。貨物が船の舷側を越える時点までの貨物経路については、荷送人が当局に詳細に申告し、その報告書／経路の写しは、船主に参考および記録用として提供されなければなりません。船主／船長は、残りの経路（船の舷側を超えて貨物倉内に入るまでの区間）について講じた予防措置および行動（例：降雨時のタイムリーなハッチの閉鎖、岸壁および船倉内での貨物の検査）を、写真の証拠を添えて証明しなければなりません。

3. 組合員／船長への推奨事項

- ・ IMSBC Code および SOLAS 条約第 VI 章に従い、貨物の受け入れ前に、船長が荷送人から有効かつ最新の貨物申告書（水分含有量、TML および FMP、貨物密度）を確実に受け取るようにしてください。
- ・ 船長は、貨物が安全に運送できることの船舶側の確認を求める、荷送人／ターミナルから提示されたいかなる文書にも署名すべきではありません。その義務は荷送人にあります。
- ・ 水分状態に疑義がある場合は、缶テストを実施し、独立した試験機関による TML の検証を強く求めてください。缶テストのみで貨物を受け入れるべきではありません。
- ・ 商業的な圧力にかかわらず、安全性に疑いがある場合に積載を拒否または一時停止できる、SOLAS 条約および ISM コードに基づく優先的権限が船長にあることを改めてご留意ください。
- ・ 組合員の立場を保護し、かつ MMD の検査要件に対応するために、P&I／貨物サーベイヤーを起用して積載に立ち会わせることを強く推奨します。
- ・ 分割された宣言義務（第 2 項(f)）を考慮し、船舶の記録のために荷送人が申告した貨物経路の写しを荷送人から入手し、船長が本船側の部分（降雨時のタイムリーなハッチ閉鎖、岸壁および船倉内での検査）を、写真および各段階の指名された責任者と共に独立して文書化することを確認してください。
- ・ 後に紛争が発生した場合に備えて、完全な証拠記録（宣言書、検査結果、降雨記録、ノート・オブ・プロテスト、PO／代理店との通信）を保管してください。

4. 弊社のサポート

James Mackintosh & Co.は、Paradip およびその他の Kolkata 管轄の港に入港する船舶をサポートするため用意があり、これには PO／MMD との連絡、サーベイヤーの立ち会い手配、および許可・宣言プロセスに関するガイダンスが含まれます。具体的なサポートについては、弊社までお問い合わせください。

詳細な手順が発表され次第、さらなる最新情報を回覧いたします。

内容についてご不明な点がございましたら、いつでもお知らせください。